

UNION PRESS

埼玉大学
教職員組合

No. 1 (2018年3月6日)

第1回団体交渉結果をご報告いたします。また2018年度の新執行委員を紹介いたします。

地域手当0.1%追加支給の大きな成果!

組合は2月15日退職手当の削減について大学当局と団体交渉を、また2月28日に労使懇談会を行いました。その内容についてご報告致します。

(1) 退職手当削減に伴う代償措置について

国家公務員退職手当等の一部を改正する法律(平成29年法律第79号)により、退職手当の支給水準の引き下げが平成30年1月1日付にて施行されました。今年度退職者を含め、全教職員の退職手当が引き下げられることになりました。国家公務員の退職手当は基本額として退職日の俸給月額×勤続期間・退職理由別支給率×調整率で決定します。今回の引き下げは、調整率を100分の87から100分の83.7(3.3%減)に変更することに伴います。全国大学高専教職員組合試算では、35年勤続・定年退職教授で約100万円減額とされます。

埼玉大学教職員組合は、不利益変更である本引き下げに対し、代償措置を行うよう大学当局に求めました。その結果、退職金削減に伴う代償措置として、全教職員に地域手当0.1%を追加で支払うことを決めました。本支給は、本来の地域手当15%に年0.2%ずつ戻す措置に付加されるものです。また大学当局は、今年度予算の執行状況も勘案のうえで地域手当を0.2%増加し、最終的には3月末にて14.5%の地域手当を支払うことを約束しました。なお、今回の地域手当の増加は、平成29年4月に遡って適用し、平成30年3月に差額を追加支給する形となり、今年度退職者を含めた全教職員を対象としています。

今年度の団体交渉で、積み増しを実現できたことは大きな成果であり、我々の要求に応えた当局の姿勢も評価できるでしょう。しかし、平成26年度人事院勧告における埼玉大(さいたま市)地域手当15%には届いておりません。そのため、組合執行部は本当の意味での代償措置とは言えないと認識しております。学長および財務担当理事は、地域手当をもどすことを第一に努めたいと説明しています。今後の動向に期待しつつ、組合としては引き続き地域手当の全額回復を求めていきます。

(2) 退職手当の規則改正の説明

組合は当局に「教職員退職手当規則の一部改正」について、全教職員を対象とした事前説明を求めました。その結果、大学当局は規則改定前に全学運営委員会を通し書面等により説明を行うことを約束しました。

地域手当の追加支給額は、教職員1人あたり数千円から3万円程度となる見込みです。来年度以降の給与にも反映されるため、今回の地域手当増は埼玉大学の非常勤職員を含む全教職員に大きな利益をもたらします。さらに、有期雇用非常勤教職員の無期化が実現される見通しとなりました。このことも、かねてから教職員組合が団体交渉および労使懇談会を通じて、大学当局に働きかけてきたことが実現したものです。過半数代表は意見を集約し提出可能であるものの、交渉権を有するのは教職員組合のみです。以上のように目に見える成果をあげ、教職員に利益をもたらしている埼玉大学教職員組合にぜひご加入下さい。

教員等の配分予算は、使い切らないと損するわけではありません。余剰予算は、教育研究環境改善のほか、教職員の地域手当回復の原資ともなります。適正な予算執行にご協力下さい。(副委員長・上野茂昭)

新執行委員からのあいさつ

田代美江子（執行委員長・教育学部）

年齢&大学での勤務年数の順で執行委員長をつとめることになりました。執行委員は今回で2度目となります。前回は2012年、臨時特例法に準じた8.5%の給与引き下げの問題で大変な時期でした。退職手当の減額問題は、今年度退職される教職員だけの問題ではなく、埼玉大学の教職員すべての問題です。この他にも、有期雇用問題や地域手当問題など、多くの課題が残されています。6年前の経験を活かしながら、すべての教職員が安心して働くことのできる埼玉大学の労働環境づくりに、少しでも貢献できればと思います。

宮田伊知郎（書記長・教養学部）

ソーシャルメディアが普及し、どんなに地位のある人も匿名の誰かによって罵倒されうる昨今——人はますますシニカルに、損得に厳しくなっているような印象を受けます。こうしたなか、組織率が低く、成果の「ただのり」を許す組合の活動に身を投じる人間など、嘲笑の的でしかないかもしれません。しかし人間としてこのどちらが魅力的かと問われれば、「世間離れ」したそんな人間だと思います。いや、狂っているのはむしろ「世間」で、組合活動が切実に求められる時代が来ているのかもしれませんが。超域的でグローバル、All in Oneを地で行く教職員組合。その業績と伝統に恥じぬよう、努力をしていく所存です。

高端正幸（副委員長・経済学部）

本学が4つ目の職場で、これまで様々な労働環境、労使関係を経験してまいりました。『週刊東洋経済』（2018年2月2日号）によれば、本学は、研究費当たり論文数のランキングで国立大学トップです。記事いわく「カネも時間もない中で奮闘する埼玉大学」。研究努力は称賛されるべきですが、労働環境が（国立大学の中では）厳しいことも間違いありません。学生あたり事務職員数が少なく、非正規雇用が多いことも周知のとおりです。「働き続けたい」と思える職場にすることが、私たち一人ひとりにとっても本学の今後にとっても重要であることに、異論の余地はないでしょう。微力ながら、その実現に向けた活動の一端をしっかりと担いたいと思います。

上野茂昭（副委員長・教育学部）

埼大組合は、2013年に賞与減額措置を行わないなどの目に見える成果をあげていました。このことがきっかけとなり、当組合に参加させて頂きました。小学校PTA会長要請を受ける他、各方面に顔をつっこんでおりますが、教職員や子どもたちにとって、活動しやすい場所を提供することに汗をかかせて頂ければと思います。

高橋一成（総合技術支援センター技術職員）

技術職員部とPC/HPを担当することになりました。もう3度目の執行委員となります。ここでの仕事は、単に円滑な組合活動に努めるだけでなく、組合で一緒に働く先生方、職員の皆様に技術職員の多岐にわたる業務を知ってもらい、組合に属さない方々にも理解を深めてもらうことと（勝手に）思っています。このような関係づくりを通して、技術職員の諸問題を訴えていきたいと思っています。

平泉春美（非常勤職員）

非常勤職員の待遇が段々によくなったのも非常勤職員組合員の諸先輩の働きかけがあったから・・・ということを知り、恩恵だけを受けて良いのか？と思い組合に入りました。未だ不勉強なまま二度目の執行委員です。

寺田礼子（書記）

組合は大きな力を持つ使用者と交渉し要求を実現する唯一の団体です。非常勤雇用問題も早くから取り組みました。大学内で学部、年齢、職種の垣根を越えて楽しい交流ができるのも組合だけです。2018年は女性の執行委員長を筆頭に、中堅？教職員の若々しいメンバーに引き継がれました。いつでも来室お待ちしております。

埼玉大学教職員組合 〒338-0825 さいたま市桜区下大久保 255

E-mail : saikyoso@gr.saitama-u.ac.jp URL : <http://kumiai.client.jp>

TEL/FAX : 048-853-5609 内線 : 3160

組合事務室は第2生協1F 開室時間 : 月火水木 12時~17時

